

令和4年10月20日

兵庫県薬物乱用対策推進会議

基 本 理 念

各関係機関・団体・県民の協力のもと、薬物乱用を拒絶する県民意識の醸成を図るとともに、薬物汚染のない社会づくりを進める。

基 本 方 針

麻薬・向精神薬・覚醒剤・大麻等薬物の乱用は深刻な社会問題であり、兵庫県においても、大麻やMDMA等錠剤型合成麻薬等乱用薬物の多様化、危険ドラッグなどの新たな乱用薬物の出現、流通の巧妙化・潜在化、薬物に対する警戒心や抵抗感の薄れ、規範意識の低下等により薬物乱用の更なる拡大、低年齢化などが懸念されている。

このような薬物情勢を踏まえ、「基本理念」の実現のため、各分野ごとの目標を定め、各関係機関・団体・県民との連携を強化し、総合的かつ効果的な薬物乱用防止対策を推進する。

各 分 野 ご と の 目 標

目標1【青少年薬物乱用防止対策の強化】

小・中・高校生を中心に薬物乱用の危険性及び薬物を拒絶する規範意識の向上について啓発を継続するとともに、児童生徒以外の青少年に対する啓発を一層工夫充実し、青少年による薬物乱用の根絶を目指す。

目標2【再乱用防止対策の強化】

薬物依存・中毒者の治療、社会復帰への支援によって再乱用を防止するとともに、薬物依存・中毒者の家族への支援を充実する。

目標3【取締りの強化】

薬物密売組織の壊滅を図るとともに末端乱用者に対する取締りを徹底する。
また、増加傾向にある大麻事犯について対策を強化し、迅速な指導、取締りを行う。

目標4【密輸対策の強化】

薬物の密輸を水際でくい止める。



事 務 連 絡
令和4年10月20日

兵庫県薬物乱用対策推進会議構成員・幹事 様

兵庫県薬物乱用対策推進会議
(兵庫県保健医療部薬務課)

令和4年度兵庫県薬物乱用対策推進会議資料について

薬物乱用防止対策の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、みだしのことについては、兵庫県薬物乱用対策推進会議を開催しない場合であっても、関係機関の情報交換を図るため、会議開催時と同様に資料を作成し、各構成員・幹事の皆様にお送りすることとしています。

このたび、令和4年7月12日付け兵薬第1号による意見照会の結果は別紙のとおりで、これらを踏まえ別添のとおり会議資料をとりまとめましたので、お送りします。

なお、「令和4年度兵庫県薬物乱用対策推進会議 関係機関取組資料」につきましては、一部の関係機関から関係者限りとして資料提供いただいておりますので、取扱注意でお願いします。

兵庫県保健医療部薬務課
薬務対策・捜査班 太田
TEL : 078-362-3270 FAX : 078-362-4713
e-mail : Masayuki_Oota@pref.hyogo.lg.jp



兵庫県薬物乱用対策推進会議構成員の意見とりまとめ

1. 令和4年度実施方針（案）について

全ての構成員から意見なし。

2. 令和4年度取組事業（案）について

(1) 兵庫県警察本部刑事部組織犯罪対策局から

- ・ P12 1 現状と課題 (1) 現状「ア 県内の検挙状況について」の2行目を次
とおり変更

8人増加→10人減少

- ・ P13 (2) 課題「ア」を次のとおり変更

高水準で推移しており、覚醒剤が…。→高水準で推移している。

- ・ P15 表3-1 薬物事犯検挙人員状況(全国)の「麻薬・向精神薬・あへん事犯」
の数値をH29からの数値を修正

(2) 神戸市健康局（神戸市保健所）から

- ・ P26 神戸市中央保健センターの移転に伴い、連絡先番号の修正

(3) 姫路市健康福祉局（姫路市保健所）から

- ・ P26 のFAX 番号を修正

(4) 兵庫県県民生活部（男女青少年課）から

- ・ P25 の機関名、FAX 番号及びメールアドレスを修正

(5) 兵庫県福祉部（障害福祉課）から

- ・ P25 の機関名及びメールアドレスを修正

(6) 速報値及び未公表であったものを確定値へ修正

(7) 組織変更による部・課室名称等の修正

3. 令和4年度薬物乱用防止対策体系表について

(1) 令和4年度予算額の追記

(2) 組織変更による部・課室等名称の修正

4. 兵庫県薬物乱用対策推進会議要綱の改正について

全ての構成員から意見なし。

5. その他

(1) 兵庫県防犯協会連合会から

- ・ 兵庫県警察本部薬物銃器対策課と連携し、薬物依存症対策にも取り組んでおり、立
ち直り支援として病院受診の初診料の給付を実施している。

令和4年度兵庫県薬物乱用対策推進会議取組事業

目標1：青少年薬物乱用防止対策の強化

1 現状と課題

(1) 現 状

平成22年、神戸市内の中学生らによる大麻乱用事犯の続発で、薬物乱用事犯の低年齢化が社会問題となって以降、国内の令和3年の大麻事犯は5,482人が検挙され、前年から448人増加した。また、検挙者の69.6%が20歳代以下の青少年であり、県内でも令和3年の大麻事犯の検挙者のうち、20歳代以下の青少年が72.4%を占めている。

(表1-3、表3-1、表3-2)

また、令和3年に警察庁が実施した大麻乱用者実態調査では、大麻を初めて使用する年齢は29歳以下が83.2%を占め、若いほど誘われて使用する比率が高く、覚醒剤と比べて危険性の認識率が低いことが判明している。

さらに、平成30年には、姫路市内の中学生がSNSを通じて大麻を譲り受けようとする事案が発生する等、インターネット等において、「大麻は有害性がない」等の誤った情報が氾濫しており、青少年の大麻乱用の拡大につながっていると推測される。

児童生徒が、薬物乱用の危険性・有害性について正しい知識をもち、薬物乱用を拒絶する規範意識を向上させることができるよう、小学生・中学生・高校生に対する薬物乱用防止教育、啓発活動として、各学校における薬物乱用防止教室を開催している。

(表1-4)

(2) 課 題

ア 薬物乱用防止教室は、積極的に実施されているものの、全ての中学校・高等学校での開催に至っていないことから、今後も引き続き関係機関が連携し、教育活動全体で薬物乱用防止教室を継続的に取り組んでいく必要がある。

イ 少年の薬物乱用事犯にあっては、地域社会で孤立しがちな少年によるものが懸念されることから、家庭（保護者）を含めた地域社会全体でこれらの少年を見守る社会気運を醸成し、薬物乱用防止啓発活動を推進していく必要がある。

ウ インターネット上の違法・有害サイトを通じての薬物汚染が懸念されている現状を踏まえ、青少年が使用する携帯電話やスマートフォン、パソコン等のフィルタリング利用に対する広報啓発活動や薬物に関するネット上の違法・有害情報を排除していく必要がある。

エ 児童生徒が、薬物乱用の危険性・有害性のみならず、薬物乱用は、好奇心・投げやりな気持ち、過度のストレスなどの心理状態、断りにくい人間関係等社会環境などによって助長されること、また、それらに適切に対処する必要があることを理解できるよう、大麻乱用防止に向けた青少年へのメッセージ(令和元年度兵庫県薬物乱用対策推進会議決定)及び「まやタン」(兵庫県薬物乱用対策推進会議マスコット)

を活用しながら、学校等における薬物乱用防止のための指導・教育の充実、地域における未然防止対策の強化、広報啓発の強化を行っていく必要がある。

「誘われて」・「興味本位で」はカッコ悪い！
～大麻は有害です～

1 **誤解**：大麻は無害だと思いませんか？

「大麻は害がない」といった誤った情報がSNSなどで拡散していますが、その害は覚醒剤などの薬物と変わりありません。

大麻を使うとやめられなくなり、見えないものが見えると感じたり、何もやる気がしない状態などを引き起こし、社会生活に適応できなくなります。

2 **人に流されて**：あなたは、大麻を断れますか？

友人や先輩などから大麻を勧められた際に、「仲間外れにされたくない」とか「先輩には逆らえない」といった気持ちを優先して、大麻に手を出してしまう人もいます。大麻を勧める人が、あなたにとって「本当に大切な人」ですか？

断ることが、あなた自身を守ることです。

3 **思い込み**：自分だけなら誰にも迷惑をかけない、と思いませんか？

大麻を使用すると、築いてきた信頼を失い、自分の未来も身近にいる大切な人たちの人生もめっちゃくちゃにしまいます。

あなたとあなたの大切な人の夢や将来(未来)に大麻は必要ありません。

No Drugs

令和元年8月5日

兵庫県薬物乱用対策推進会議

～青少年へのメッセージ～

兵庫県薬物乱用対策推進会議
マスコット まやタン



2 [目標1：青少年薬物乱用防止対策の強化]のための対策と取組内容(太字は重点事業)

対 策	取 組 内 容
(1) 学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実強化	ア 小・中学校への啓発 ・ 薬物乱用防止教室、その他活動の推進(研修、広報、啓発、調査、巡視補導)(医、薬、体保、義務、市教、警、保医、保、指導員) ・ 校内研修の実施(義務、市教) ・ 中学校における薬物乱用防止活動の推進(研修、広報、啓発、調査、巡視補導)、薬物乱用実態調査(市教) イ 高等学校への啓発 ・ 薬物乱用防止教室の推進(近麻、医、薬、体保、高校、市教、警、保医、保、指導員) ・ 校内研修の実施(高校、市教) ウ 大学・専修学校・各種学校への啓発 ・ 薬物乱用防止啓発資材の配布(近麻、警、県生、保医、保、指導員) ・ 大学生等への薬物乱用防止講習会の実施(近麻、警、保医、保、指導員) ・ 大学生と協力した薬物乱用防止啓発運動の実施(近麻、薬) エ 教職員等の資質向上 ・ 薬物乱用防止教室推進事業(指導者養成事業)【講習内容の充実、参加体験型学習形態、ライフスキル教育手法の導入(ワークショップを通して)】、学校保健に関する研修(近麻、体保) ・ 生徒指導担当教員等への研修(義務、市教) ・ 地区別生徒指導研究協議会の研修(義務) ・ 県立学校生徒指導部長会等の研修、地区別生徒指導協議会の研修(高校) ・ 学校保健主事・担当者研究協議大会、新規採用養護教諭研修、養護教諭経験者研修(近麻、体保) オ 医薬品の適正使用の推進 ・ 学校薬剤師による各学校での学校保健委員活動・薬育教室(薬) ・ タバコをゲートウェイドラッグと位置付け、薬物乱用防止教室を開催(薬)

(2) 有職・無職少年に対する啓発の推進	・ 職業安定所での薬物乱用防止啓発ポスターの掲示（労） ・ 駅前や繁華街等での薬物乱用防止街頭キャンペーンの実施（医、薬、保医、保、指導員）
(3) 家庭や地域における薬物根絶意識の醸成	・ 薬物乱用防止指導員の設置（保医） ・ 薬物乱用防止指導員協議会への助成（保医） ・ 薬物乱用防止指導員拡充事業（保医） ・ 麻薬禍等撲滅地区組織の指導育成（保医、保、指導員、麻地） ・ 「青少年育成スクラム会議」の開催（県生） ・ 青少年愛護条例の普及啓発及び適正な運用（県生） ・ 青少年育成関係者が集まる会議等での対策の必要性の説明（県生） ・ 「子どもの冒険ひろば」へ啓発資材を配布（保医、県生、保） ・ 補導活動の実施（市教、県生）
(4) 広報啓発活動の強化	・ 自動車運送事業運行管理者講習会での普及啓発（運輸） ・ 薬物乱用防止啓発資材の作成、不正大麻・けし撲滅運動の展開（保医、保） ・ 青少年のインターネット利用対策キャンペーンの実施（県生） ・ 「大人が変われば子どもも変わる」キャンペーンの実施（県生） ・ 兵庫県薬物乱用対策推進会議マスコットまやタンの活用（保医、指導員） ・ 公共施設への啓発資材配布等の充実・強化（保医、保） ・ 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動、麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動の展開（医、薬、保医、保、指導員、海保） ・ 薬剤師会薬事情報センター及びホームページにおける情報提供や適正使用の推進（薬） ・ 地元医師会、薬剤師会等関係団体と連携した啓発活動等協力体制の充実（医、薬、保医、保、指導員）
(5) 関係機関等による相談体制の充実	・ 薬物に関する相談窓口の設置及び普及啓発の強化（警、近麻、保医、精保、保） ・ 薬物を含む依存症にかかる相談をひょうご・こうべ依存症対策センターで実施（精保）
(6) 危険ドラッグ等、多様化する乱用薬物に関する啓発等の強化	・ 上記のあらゆる機会を活用した資料配布、講演の実施（医、薬、体保、義務、高校、市教、警、保、指導員、麻地、県生、近麻、運輸、精保、保医）

「労」は兵庫労働局、「医」は、県医師会、「薬」は、県薬剤師会、「体保」は、県教育委員会体育保健課、「義務」は、県教育委員会義務教育課、「高校」は、県教育委員会高校教育課、「市教」は、神戸市教育委員会、「警」は、警察、「保医」は、県保健医療部、「保」は、保健所設置市、「指導員」は、兵庫県薬物乱用防止指導員協議会、「麻地」は、麻薬対策地区協議会、「県生」は、県県民生活部、「近麻」は、近畿厚生局麻薬取締部、「運輸」は、神戸運輸監理部兵庫陸運部、「精保」は、県精神保健福祉センター、「海保」は、神戸海上保安部

3 指標

表1-1 有職・無職少年の覚醒剤事犯の検挙人員

		H29	H30	R1 (H31)	R2	R3
兵庫県	少年検挙人員	2	4	3	6	10
	うち有職少年	1	1	1	1	4
	うち無職少年	1	1	2	3	5
全国	少年検挙人員	91	96	97	96	115
	うち有職少年	38	30	39	38	50
	うち無職少年	44	46	40	44	47

兵庫県警察本部調べ

表1-2 有職・無職少年のシンナー乱用による検挙人員

		H29	H30	R1 (H31)	R2	R3
兵庫県	少年検挙人員	4	4	0	0	0
	うち有職少年	2	3	0	0	0
	うち無職少年	0	0	0	0	0
全国	少年検挙人員	11	7	1	3	4
	うち有職少年	8	4	1	1	4
	うち無職少年	0	2	0	2	0

兵庫県警察本部調べ

表1-3 有職・無職少年の大麻事犯の検挙人員

		H29	H30	R1 (H31)	R2	R3
兵庫県	少年検挙人員	33	51	39	70	57
	うち高校生	5	9	1	9	11
	うち有職少年	16	30	27	37	27
	うち無職少年	10	9	6	19	14
全国	少年検挙人員	297	429	609	853	994
	うち有職少年	155	222	328	453	502
	うち無職少年	67	86	107	182	192

兵庫県警察本部調べ

表1-4 兵庫県内における薬物乱用防止教室開催状況（年度集計）

学校種	H29		H30		R1 (H31)		R2		R3
	開催校数	開催率	開催校数	開催率	開催校数	開催率	開催校数	開催率	開催率
小学校	412	53.6%	374	49.1%	※	※	※	※	41.7%
中学校	315	82.5%	284	74.7%	※	※	※	※	58.5%
高等学校	155	78.7%	152	77.9%	※	※	※	※	74.4%
中等教育校	1	100.0%	1	100.0%	※	※	※	※	100.0%
合計	883	65.5%	811	60.7%	※	※	※	※	51.4%

県教育委員会、神戸市教育委員会、兵庫県調べ

※ 新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、文部科学省が調査を中止

※ 令和3年度から文部科学省の調査結果が開催率のみとなった

目標 2 : 再乱用防止対策の強化

1 現状と課題

(1) 現 状

薬物依存は、依存者本人だけにとどまらずその家族にとっても耐えがたい苦痛であり、薬物依存者への社会復帰を支援するとともにその家族を支えていくことが、速やかな社会復帰につながる事となる。

<県の取組み>

健康福祉事務所、保健所設置市保健所等に薬物相談窓口を設置して薬物相談に応じるとともに、県精神保健福祉センターにおいて、薬物関連問題に関する家族教室の開催及び医師等による専門的な個別相談指導を行い、地域社会における薬物の再乱用防止対策を推進している。

更に、同センター内の「ひょうご・こうべ依存症対策センター」において、相談体制の強化をはじめ、薬物を含む依存症対策を総合的に推進する。

<刑事施設の取組み>

刑事施設(刑務所、拘留所)においては、平成 18 年 5 月から「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」が施行(平成 19 年 6 月に「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に改正)され、処遇の個別化の理念の下、受刑者に対し、矯正処遇として改善指導や教科指導を受けることを義務づけることになった。

薬物事犯受刑者に対しては、特別改善指導(薬物依存離脱指導)として指導カリキュラムを策定し計画的に指導して、改善更生及び円滑な社会復帰を目指している。

<保護観察所の取組み>

保護観察所においては、平成 28 年 6 月の刑の一部執行猶予制度の施行に合わせ、薬物依存対象者に対する処遇が一層充実・強化された。

薬物依存のある保護観察対象者のうち、特別遵守事項によって受講を義務付けられた者(主に刑の一部執行猶予者及び 6 月以上の仮釈放期間のある仮釈放者)に対しては、スマーブを基礎とした『薬物再乱用防止プログラム(「簡易薬物検出検査」とワークブックにより進める「教育課程」とを併せて行うもの)』を集団で実施している。

同プログラムは先に 2 週間に 1 回(計 5 回)のコアプログラムを実施し、その後月 1 回のステップアッププログラムを行う。プログラムには精神医療機関やダルク等の支援団体に実施補助者として協力を得て、内容を充実するとともに、保護観察終了後も地域の治療・支援につながるように努めている。

また、精神医療機関や支援団体の治療や処遇を受けるように指示する通院等指示制度が始まっており、本人の同意に基づいてその治療や処遇の情報は保護観察所に提供される。通院等を指示された者は薬物再乱用防止プログラムが延期又は免除され、通院・通所の動機付けとともに地域の治療や支援につなげる仕組みとなっている。

また、プログラムの対象とならない薬物依存対象者についても、従来通り、任意で希望する者に対して、簡易薬物検出検査を実施し、断薬に向けた本人の努力をサポートしている。

薬物使用で受刑している者や保護観察を受けている者の家族や引受人に対する薬物依存治療をテーマとした講座も定期的を開催している。

一方、平成 29 年には新たに厚生労働省から「依存症対策総合支援事業」について示されていることもあり、同事業も踏まえ、薬物依存症者の支援に関係する機関との連携体制を構築していく。

＜取締機関の取組み＞

警察においては、平成 22 年 12 月から、初犯の薬物事犯者やその家族等に対して関係機関及び民間団体が実施する薬物再乱用防止教育事業について教示するなど、再乱用防止対策に関する情報を提供している。

麻薬取締部においては、平成 23 年 8 月から保護観察のつかない執行猶予判決を受けた初犯の薬物乱用者（以下、「初犯者等」と言う。）に対する再乱用防止プログラムを開始し、平成 25 年 1 月からは対象者を初犯者等以外の者にも拡大して実施している。

少年鑑別所では、薬物非行等に及んだ被収容少年に対して、面接や心理検査等を実施して非行のメカニズムを解明するとともに、再乱用に及ばないための指針等を策定し、保護観察所や少年院といった処遇機関に引き継いでいる。

また、平成 27 年の少年鑑別所法施行に伴って、法務少年支援センターを併設し、地域援助業務として個人や関係機関からの心理相談にも応じている。薬物の問題を抱えた対象者には、カウンセリングや心理アセスメントの他、法務省矯正局作成のワークブック「薬物について考えよう」を通して、薬物乱用防止に向けた助言・指導を行っている。

(2) 課 題

ア 薬物事犯者の再犯率が高い。

イ 薬物依存者治療のための医療体制整備の強化が必要である。

ウ 薬物依存者の社会復帰の支援と、その家族への相談・支援体制の充実が必要である。

エ 各相談窓口における相談体制の充実が必要である。

2 【目標2：再乱用防止対策の強化】のための対策と取組内容

対 策	取 組 内 容
(1) 薬物依存・中毒者の医療体制の充実	・ 医療体制の確保(こ) ・ 薬物に関する専門研修にかかる情報提供(保医) ・ 夜間・休日における精神科救急医療体制の充実(後遺症対応)(福) ・ 依存症患者への対処法や回復に向けた関係機関との連携方策等について、医療従事者への研修を実施(福)
(2) 薬物乱用者の社会復帰に対する支援の充実強化	・ 覚醒剤等薬物事犯受刑者に対する薬物依存離脱指導カリキュラムの充実(刑、拘) ・ 麻薬中毒者の把握、麻薬中毒者等観察指導の実施(近麻、保医) ・ 薬物乱用少年に対する相談等(警、近麻、保医、保) ・ 一部執行猶予制度施行後の薬物再乱用防止プログラムの充実化(保観) ・ 薬物依存症の治療を実施している専門医療機関や自助グループの開拓と連携強化(保観) ・ 薬物依存のある保護観察対象者を地域の医療機関や自助グループの治療・支援につなげる。(保観) ・ 薬物相談窓口の開設及び普及啓発の充実強化(ホームページによる公開等)(警、近麻、保医、精保、保) ・ 薬物を含む依存症にかかる相談をひょうご・こうべ依存症対策センターで実施(精保) ・ 薬物依存離脱指導にダルク等の外部講師等の指導を積極的に取り入れる。(刑、拘) ・ 保護観察の付かない執行猶予判決を受けた者及び自ら薬物との関係を絶ちたいと真摯に望む薬物乱用者に対する再乱用防止プログラムの実施(近麻)
(3) 薬物乱用者の家族への相談体制・支援等の充実	・ 医療機関、ダルク、自助グループ、司法関係機関等と連携した家族教室の開催及び専門医等による個別相談指導(精保) ・ 精神保健福祉センター、ダルク、ナラノン等と連携した家族等への講習会の実施(保観) ・ 薬物相談窓口対応及び普及啓発の充実強化(ホームページによる公開等)(警、近麻、保医、精保、保)
(4) 青少年の再乱用防止対策の充実強化	・ 薬物乱用少年に対する相談等のフォローアップ(警) ・ 薬物乱用少年に対する専門家と連携した立ち直り支援(警) ・ 薬物事犯関係の保護観察対象少年の問題性に着目した処遇(保観)

「警」は、警察、「近麻」は、近畿厚生局麻薬取締部、「保医」は、県保健医療部、「福」は、県福祉部、「こ」は、県立ひょうごこころの医療センター、「保」は、保健所設置市、「刑」は、神戸刑務所、「拘」は、神戸拘置所、「精保」は、県精神保健福祉センター、「保観」は、保護観察所

(注釈)

ダルク (DARC)

ドラッグ (DRUG=薬物) のD、アディクション (ADDICTION=嗜癖、病的依存) のA、リハビリテーション (REHABILITATION=回復) のR、センター (CENTER=施設、建物) のCを組み合わせた造語で、覚醒剤等の薬物から開放されるためのプログラムを持つ民間の薬物依存症リハビリ施設。

3 指標

表2-1 薬物再乱用防止プログラムの開始人員（実人員）

	仮釈放者		保護観察付 執行猶予者		合 計
平成 29 年	全部実刑	54	全部猶予	20	93
	一部猶予 (仮釈放)	15	一部猶予 (実刑終了)	4	
平成 30 年	全部実刑	39	全部猶予	11	129
	一部猶予 (仮釈放)	64	一部猶予 (実刑終了)	15	
平成 31 年 (令和元年)	全部実刑	25	全部猶予	18	107
	一部猶予 (仮釈放)	55	一部猶予 (実刑終了)	9	
令和 2 年	全部実刑	33	全部猶予	15	119
	一部猶予 (仮釈放)	47	一部猶予 (実刑終了)	※24	
令和 3 年	全部実刑	26	全部猶予	16	96
	一部猶予 (仮釈放)	27	一部猶予 (実刑終了)	27	

(神戸保護観察所調べ)

※当欄に計上しているのは、刑の一部の執行猶予判決を受け、その実刑部分の執行を終了して猶予期間の保護観察を開始した者である。

表2-2 プログラムでの簡易薬物検出検査の実施状況

	実施実人員	実施人員（延べ）	陽性
平成 29 年	127	627	0
平成 30 年	202	1,066	4
平成 31 年 (令和元年)	224	1,389	1
令和 2 年	213	1,118	4
令和 3 年	175	※609	

(神戸保護観察所調べ)

※令和3年に検査延べ人員が減少しているのは、3度の緊急事態宣言の影響により、累計約7か月間プログラムを中断した影響による。